

尾張旭市監査公表第 12 号

令和 6 年 1 月 25 日付け尾張旭市監査公表第 29 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 7 年 2 月 13 日付け 6 保育第 249 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 26 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

こども子育て部保育課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
中部保育園において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項に規定される許可をいう。）を得ていない防犯灯の存在を確認した。 この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法 238 条第 4 項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずになっていたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。	行政財産目的外使用の許可を得ず設置された中部保育園の防犯灯については、「施設敷地内等に設置されている防犯灯について（照会）」（令和 7 年 1 月 31 日付け 6 市活号外市民活動課長発出）に記載の是正内容に従い、市民活動課と連携の上、防犯灯設置者に行政財産目的外使用許可申請書の提出を依頼する。 また、その他の保育課管理敷地についても、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成 25 年尾張旭市規則第 3 号。以下「物品管理規則」という。）第 23 条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和 5 年度は実施していなかった。また、備品のうち、2 点については物品管理規則第 18 条及び第 19 条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。	尾張旭市物品管理規則の規定による検査については、令和 7 年 2 月に完了した。次年度以降も、毎年 2 月までに検査を完了できるよう、保育園と連携して実施する。 不用決定及び廃棄に係る決裁を経ずに廃棄された保育園の 2 点の備品については、改めて決裁を得た。また、12 月の園長会において、物品管理に関する事務手

物品管理事務を適切に実施されたい。	続について再度周知した。 今後、事務の遺漏がないよう定期的に事務手続について保育園に周知することで再発防止を図っていく。
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、私立保育所との保育委託契約及び令和6年度柏井保育園送迎用駐車場賃貸借契約は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。 ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	契約の決裁事務において、「随意契約の内容の公表」は作成していたものの、電子データの送付を失念していたため、指摘後、早急にデータを送付し、現在は公表されている。 今後、事務の遺漏がないよう情報共有を図るとともに、当該事務のデータを格納するフォルダ内に注意喚起のメモを残すことで再発防止を図った。